

非常変災時の臨時休業について

- (1) 非常事変に際しては関係者で協議し、授業の実施・休業を決定する。

- (2) 岡山市に暴風警報、暴風雪警報または特別警報が始業時刻までに発令されている場合は、自宅待機とする。午前10時までに警報が解除されなかった場合は、臨時休業とする。ただし、午前10時までに警報が解除された場合は次のようにする。
 1. 通常の授業日は、直ちに登校し教室で指示を待つ。
 2. 定期考査実施日は臨時休業とし、その日予定した考査は順延し実施する。
 3. 長期休業中の補習日は、補習を中止する。
 4. その他の学校行事実施日の場合は、事前に指示する。
 5. 警報が解除されても登校が極めて困難と保護者が判断した場合は、その状況を学校へ連絡し、自宅待機とする。この場合は出席扱いとする。

- (3) 岡山市に上記警報が発令されていないが、居住している地域に上記警報が始業時刻までに発令されている場合は、自宅待機とする。午前10時までに警報が解除されなかった場合は、その日は自宅待機とする。この場合は、出席扱いとする。ただし、午前10時までに警報が解除された場合は(2)の1~5を適用するが、定期考査については原則として公欠扱いとする。

- (4) 警報が発令されていなくても、地域により暴風・大雨・洪水・大雪・地震等のために登校が極めて困難と保護者が判断した場合は、自宅で待機し早急に学校へ連絡する。この場合は原則として出席扱いとする。